

○埼玉県警察官採用試験に関する自己情報提供事務取扱要領

令和5年3月15日

文 第 159 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察官採用試験に関する自己情報提供事務取扱要領の制定について（通達）

みだしのことについては、別添のとおり埼玉県警察官採用試験に関する自己情報提供事務取扱要領を制定し、令和5年4月1日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

別添

埼玉県警察官採用試験に関する自己情報提供事務取扱要領

1 趣旨

この要領は、埼玉県警察官採用試験に関する自己情報を請求する者（以下「請求者」という。）の負担軽減を図るとともに事務の効率的な運用を図るため、簡易な手続により埼玉県警察官採用試験に関する自己情報の提供（以下「提供」という。）を行えるよう必要な事項を定めるものとする。

2 提供の場所及び期間

(1) 場所

総務部文書課に設置する窓口で行う。

(2) 期間

合格発表日から1年間とし、受付時間は、埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第3号）第1条第1項各号に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後4時15分までとする。

(3) 委員長には総務部長を、副委員長には総務部財務局長を、委員には、総務部財務局会計課長（以下「会計課長」という。）及び総務部財務局施設課長をもって充てる。

3 請求者

(1) 第1次試験

不合格とする。

なお、受験者本人に限るものとし、代理人による請求は認めない。

(2) 第2次試験

受験者全員とする。

なお、受験者本人に限るものとし、代理人による請求は認めない。

4 提供する自己情報の項目

(1) 第1次試験

第1次試験の順位、総合得点及び種目別得点

(2) 第2次試験

最終順位、総合得点及び種目別得点

5 本人への周知

警務部警務課長（以下「警務課長」という。）は、次に掲げる事項その他提供の実施に必要ながあると認められる事項を、受験案内、受験票等に記載するなどの方法により、当該保有個人情報の本人に周知するものとする。

- (1) 提供の請求の受付期間及び受付時間に関すること。
- (2) 提供を行う場所に関すること。
- (3) 提供することができる保有個人情報の項目に関すること。
- (4) 受験票等本人確認のための書類の持参を要すること。
- (5) 提供の請求は、当該提供に係る保有個人情報の本人に限ること。
- (6) 電話等による照会は、受け付けないこと。

6 保有個人情報の貸与

警務課長は、提供を行う期間、当該提供の実施に用いる保有個人情報を、総務部文書課長（以下「文書課長」という。）に貸与するものとする。

7 提供の実施

文書課長は、提供の請求があったときは、受験票等本人確認のための書類の提供又は提出を受け、請求者が当該提供の請求に係る保有個人情報の本人であることを確認し、保有個人情報請求一覧（別記様式第1号）に必要事項を記載の上、前記6の規定により貸与された提供の実施に用いる保有個人情報を利用して提供するものとする。

8 口頭による提供

文書課長は、前記7の規定にかかわらず、円滑な提供の実施のために必要があると認めるときは、請求者に提供整理票（別記様式第2号）を記載させることにより、口頭による提供に代えることができるものとする。この場合において、文書課長は、保有個人情報提供請求一覧の記載を省略するものとする。

9 提供の方法

提供に係る保有個人情報の閲覧の方法は、提供の請求者の保有個人情報に係る部分のみを請求者に閲覧させ、その他の部分については、紙等で覆うものとする。

10 職員の派遣

文書課長は、円滑な提供の実施のために必要があると認めるときは、警務課長に職員の派遣を要請できるものとする。

11 保有個人情報の返納

文書課長は、提供の期間が終了したときは、速やかに、当該提供の実施に用いた保有個人情報
情報を警務課長に返納するものとする。

12 保有個人情報提供一覧等の保存

文書課長は、保有個人情報提供一覧及び提供整理票を、1年間保存するものとする。

実施日

この通達は、令和5年4月1日から実施する

提供整理票

年 月 日

- 太線枠内のみを記載してください。

提供を受ける試験の名称			
受験番号		氏名	

- ここから下の部分の記載は必要ありません。

本人確認書類の種別	1 受験票(控) 2 運転免許証 3 その他 ()
備考	